

1910年代貧民街における障害者の生活形態 神戸新川地区・賀川豊彦の活動著作から

Life Style of the Poor Handicapped in the 1910s Sinkawa Slum
from Toyohiko Kagawa's work

山田 明*
Akira Yamada

〈目 次〉

1. 課題と方法
 - (1)小論の課題
 - (2)分析の素材と方法
2. 対象の特定と障害者数
 - (1)障害者の範囲
 - (2)記載障害者と地区内障害者数
3. 障害者の生活実相
 - (1)世帯形成と家族構成
 - (2)職業・生計維持方法の特徴
 - (3)職業・生計維持方法の実際
 - 1)人夫職
 - 2)行商・高利貸
 - 3)都市雑業層 (①按摩 ②稻荷降し ③うかれ節
④手伝い ⑤屑拾い ⑥淫売婦 ⑦貰い子
殺し ⑧乞食 ⑨博徒・侠客 ⑩泥棒)
 - 4)被扶養・被保護障害者の実際
 - 1)妻としての被扶養
 - 2)病気のための被保護
 - 3)子としての被扶養

おわりに

1. 課題と方法

(1)小論の課題

賀川豊彦の数多い業績のひとつとして、明治

末期から大正期にかけての貧民街の生活と貧民の性情の研究をしたことがあげられるが、小論はこうした賀川の貧民研究の中から、同時期における障害者の生活形態を抽出することを基本課題とするものである。

このことを研究史として位置づけると、第1に近代における障害者の生活状態史研究の中で、帝国主義形成期の障害者の存在形態を明らかにする作業のひとつということになろう。近代社会における障害者の生活状態史を解明する作業は加藤康昭が盲人史について研究成果を発表している⁽¹⁾他は、月田みづえ⁽²⁾と山田明⁽³⁾が端緒的な研究作業をしている程度である。

障害者の生活状態史を明らかにしていく研究作業は、(1)数量化して問題をとらえることを基本とした社会事業調査、(2)明治初期以来、新聞記者や貧民研究家によってすすめられてきた踏査的記録、(3)貧民や障害者に言及した文学作品、(4)各府県・市町村で貧民救済を行なう際に作られた行政文書、などを主要な素材として作業をすすめることで新たな成果をうみだすことができると考えられる。賀川が神戸新川地区での生活をもとに発表した諸著作は(2)に位置し、しかも1910年代の踏査記録が乏しいだけに貴重な素材となりうるものである。

*社会福祉学専攻

第2の意義として、賀川の著作等を通してこの時期に賀川が障害者をどうみていたか、すなわち賀川の障害者観を吟味するうえで不可欠な基礎作業のひとつとなることである。被差別部族民への評価を中心としてこの時期の賀川の貧民觀や思想を問う動きがあるが⁽⁴⁾、障害者観という点でも今日的にみてその不備をただす必要のある表現があり、慎重な検討のもとに歴史科学的な評価を行なう必要があると思われる。すなわちそれは賀川を神格化して無批判に継承することでもないし、同時に誤った表現や思想のゆえに賀川の仕事の全否定を行なうのでもない。ただ小論では賀川の障害者観を整理・検討するまでには至らないので、基本的には次段階の研究課題としたい。

なお筆者の課題意識では、横断分析的である時点での生活状態把握に加えて、過去の生活歴を含めた縦断的分析による受障・社会移動過程の分析が必要だが、それは別稿とした。

(2)分析素材と方法

小論の分析素材として『死線を越えて』(1920年、1921年、1924年)、『貧民心理の研究』(1915年)、『心の日記』(1912年)を基本資料とし、補足的素材として『精神運動と社会運動』(1919年)、『労働者崇拜論』(1919年)、『人間苦と人間建築』(1920年)、『賀川豊彦氏大講演集』(1926年)、『涙の二等分』(1919年)、『地殻を破って』(1920年)、『明治43年賀川豊彦日記』(1910年)を用いる。

方法としては、これらの著作の中に出てくる障害者をとりあげ、可能な限り各著作の人物の名寄せ・照合を行ないながら、各障害者の生活実態を整理・分析する。

2. 対象の特定と障害者数

(1)障害者の範囲

賀川の著述の中から障害者を摘出するにあたって、摘出の基準としての障害者の範囲を定めておかなければならない。ただ厳密な限定づけはむずかしいので、おおむね今日の障害者概念を適用することとした。すなわち、障害者を、肢体不自由、視覚障害、聴覚障害、精神薄弱およびそれらの重複障害とし、さらにその周辺的状況として、その他の障害を加えた。その他には、精神障害、癪、癲癇、脚気病を含めた。概説的にはこのようであるが、いくつか注釈を加える必要がある。

肢体不自由は、この時期にはこうした統一的把握を意味する用語は使われておらず、個々の障害内容をそれぞれに言語化していた。たとえば明治27年の愛知県不具癱瘓者調では、痠躰(いざり)、背偻(せりゆう)、軀幹凡3尺以下の者、手・足・趾(両手・偏手、両足・偏足、手指、足趾、指趾)の無き者などを挙げている⁽⁵⁾。この分類にも現われているように、旧来から上下肢の欠損、佝偻病、侏儒などが今日でいうところの肢体不自由の範疇に入っていた。そして半身不随などの体幹を中心とした全身的症状を示すものは障害(不具)とはやや別の意味をもつ癱瘓としてとらえられてきていた。ただ賀川の著作には癱瘓という用語は出てこず、時代とともに癱瘓との用語が分解していく流れの中に賀川の著作があったことをうかがわせる⁽⁶⁾。したがって半身不随や梅毒・リウマチなどによる全身的症状を示す人を賀川の文脈が障害者(不具者)としてとらえているかどうかの評価がむずかしい場合もあるが、ここではやや広い意味づけをしながら肢体不自由として組み入れた。ただ癪をここに入れなかったのは、癪独自の社会的意味づけがあったからであり、脚気についても障害としてよりも病気としてとらえていたろうとの判断からはずした。

視覚障害は片目(一眼)亡失か盲目かの2つ

に分けるのが一般的で、視力の程度については厳密な評価はしていないようである。したがって盲目の場合にもある程度見える者も含まれていたと考えるのが妥当である。ただ問題はトラホームなどの眼病や斜視をどう考えるかである。梅毒やトラホーム、痘瘡などは当時の光明原因の大きな位置を占めたが、その各疾患の失明に至る前段階の眼疾は賀川によっても視覚障害としてはとらえられていない。したがってごくまれに眼病者の記述があるが、これについては障害者として扱わなかった。また斜視（賀川は射視としているが誤記であろう）について『心の日記』中の「怠惰者の科学的研究」で8人をあげているが、視覚障害者としての生活行動困難を読みとることができなかつたので対象外とした。

精神障害中の低能（精神薄弱）については2つの点で注釈を加えておかなければならない。1つは低能という用語がきわめて広義に使われていることであり、したがって賀川の言う低能がそのまま精神薄弱を意味しないことである。たとえば「神戸港内の仲仕数百名に就て研究して見ても多くは意志の薄弱な努力の足り無いものが多いのである。彼等は一種の意志の方面に於ける低能者である⁽⁷⁾」（傍点引用者）「貧民の多くは低能で有る⁽⁸⁾」というように使われる。ここでいうところの低能とは社会生活上の低能力者とでも言いかえられる内容であって、精神薄弱をさすものではない。いま1つは、賀川が著述の中で低能あるいは白痴と表現していない場合でも、その状況記述から精神薄弱と思われる者については対象として抽出したことである。

（2）記載障害者と地区内障害者数

上述の対象規定にもとづいて『死線を越えて』『貧民心理の研究』『心の日記』に記載された障害者名と障害内容を示したものが表1である（以下各著述をそれぞれ『死線』『研究』『日記』

と略記する）。『死線』には53名、『研究』には40名、『日記』には11名の新川在住の障害者が記載されている。

ただこの記載を小論の分析素材とするうえで、いくつかのむずかしい検討課題がある。

その第1は賀川の障害者記述が新川地区に実在した障害者をどの程度忠実に反映させたものかどうかということである。より極端に言えば架空の障害者が記述されたり、何人かの障害者の状況をミックスして1人に表現したり、あるいは複数の障害者のある部分を交換して記述したことなどがなかったかどうかである。あるいは意図的にそのようにしなかったとしても、記憶の中にある障害者の属性等が混同・混乱して記述されることはなかったかどうか。賀川の著述のテーマが障害者問題になかったことや、賀川の方法論における着眼・着想から行動・記述までの速さから考えると、障害者記述に細かい精確さを求めるることは妥当ではないであろう。ただ少なくとも精確さの程度についてある程度の吟味が必要であろう。以下、3つの著述中の障害者記述から大まかな検討を行なっておく。

実在の人物を公刊著述に登場させるにあたって、そのプライバシー保護の見地あるいは文学的手続きとして、いくばくかの配慮ないし操作が加えられている。賀川が新川地区にはいるに際して最初の協力者である植木虎太郎は、『死線』では植木虎太郎とされている。賀川を再三脅迫した「いざりの虎公」は『死線』では「いざりの熊公」とされ、賀川のもとで夜の世話をした孤児で低能の栄吉は、同様に栄蔵と改められている。また『研究』の中で両手小指なしの三谷を、別の場面ではNとして、そのイニシャルで表わしている。ただその諸属性はほとんどまったく同じである⁽⁹⁾。

これ以上の記述上の操作は行なわれていないと考えられる。氏名ないし通称については、と

表1 賀川著述における障害者名と障害内容

(括弧内障害状況)

障 告	『死線を越えて』	『貧民心理の研究』	『心の日記』
手	1. 植木(右手が短い) 2. 津田梅吉(定一)(機械で片手喪失)	1. 稲木山太郎(左手不具) 2. 東西屋の旗持の女房(指が足らない) 3. 三谷(両手小指なし) 4. 市公(けんかで片腕切断)	1. 稲木(片手短し) 2. 某(片手なし)
肢 体 不 自 由	1. おふぢ(跛) 2. いざりの熊公(けがで両足切斷) 3. 遠藤(梅毒で足が腐っている) 4. いざり 5. 跛乏食 6. うかれ節の市公(梅毒で片足動かぬ) 7. 出口(リウマチで足が立たない)	1. 釘抜のばんさん(足が屈っている) 2. お玉の前夫(いざり) 3. 大師(いざり+盲目) 4. いざりの豊吉 5. いざりの虎公 6. おみつの夫(いざり)	
体 幹	1. おしづ(半身不隨) 2. 鬼のお梅(梅毒で動けなくなつた) 3. 中山(リウマチ) 4. 岸本の婆さん(せむし) 5. みにくいせむしの徳(せむし) 6. 伊豆(リウマチ)	1. 兼やんの息子(せむし) 2. みにくいせむしの徳(せむし)	1. 桜井(梅毒, リウマチ) 2. 爺(半身不隨)
片 目	1. 酒井とめ(片目) 2. 甚公(トラホームで一眼失明) 3. 虎太郎(トラホームで片目失明) 4. 虎太郎の弟(トラホームで片目失明) 5. 片目のみにくい女(片目) 6. ひんがら目の音吉 7. 町田与三郎(けんかで片目) 8. 花枝の姉(片目) 9. おしん(痘瘡で片目) 10. けんか安(片目) 11. 安の子で茂一(痘瘡で片目)	1. 博徒の妻(すがめ) 2. その子ども(すがめ) 3. 目一つ(梅毒で顔面腐敗) 4. ひんがら目の音吉 5. 無錢男の妻(片目) 6. 渡辺仙司の妻(片目)	
視 覚			
障 害	1. 按摩の爺(盲目+聾) 2. 按摩の婆 3. おぢんちゃんの父(盲目) 4. おまつの母(盲目) 5. 六平(眼腐り) 6. 虎の父(盲) 7. 虎の母(盲) 8. 盲乞食 9. 盲の男按摩(盲目+リウマチ) 10. 岩沼松蔵の母(盲目)	1. 横井菊次郎(盲) 2. その妻(盲) 3. その父(盲) 4. その母(盲) 5. 渡辺仙司(盲) 6. 盲目の稻荷降し 7. 駒吉(盲目) 8. 盲目乞食(盲目) 9. 肺病病みの子ども(盲目) 10. おつるさん(盲目) 11. 寺沢のお婆さん(盲目) 12. 按摩	1. 某の妻(盲目) 2. こせんの夫(盲)

障 害	『死線を越えて』	『貧民心理の研究』	『心の日記』
精神異常	低能 1. 栄蔵(白痴) 2. 鍋島のお内(発達遅滞) 3. おタカの友だち(低能) 4. 阿呆の梅吉(低能) 5. お春(低能)	1. 山科の娘(低能) 2. 手伝いの男(うすのろ) 3. 近眼で吃音の低能児(低能) 4. 色情狂のお春(低能) 5. 低能で癩病の子(低能) 6. 低能の不良少年(低能) 7. 栄吉(低能)	1. 小林(低能)
	狂 1. 発狂の浮浪者	1. 変人の老婆(発狂者)	1. 藤田(脳病) 2. 上阪(脳梅毒) 3. 北條(脳) 4. 留吉の父(脳梅毒)
その他	癩 1. 癩乞食 2. 癩乞食 3. 四宮の兄(癩)		
	聾 1. つんぽ	1. お虎はん(聾) 2. 聰乞食(聾)	
	癩病 1. 癩病のかずさん(癩病)		
	脚気 1. 宇野		
	重症心身障者 1. おみつ(跛足でねたきり) 2. 秀(せむし+盲目+啞聲+白痴)		
	その他の 1. 乞食の大師 2. 袖野のお婆さん(片輪) 3. 便所の隣の家(梅毒で顔腐り)		

くに『死線』では部分的な改変がほどこされた可能性はあるが、ディテールまで改変する必要は考えられないで、諸属性記述については作意的改変はないものと解したい。

ただ記憶違いによる誤記はある程度含まれていたとも考えられる。たとえば『死線』の中で、燐寸工場で片手を切断した津田梅吉は別の記述では津田定一とされ、また豆腐屋の町田与三郎は町田与五郎と記述された箇所もある。こうしたことのおこる賀川の筆の勢いからすると、家族構成や生活歴などの諸属性の記述に、一部混同や記憶違いが入りこんだ可能性は含まれていると考えた方がよいであろう。

しかしこの主題を追究する思いのつよさのあ

まりに人名を誤記するほどの賀川の筆致の勢いは、同時に、主題と直接的に関係のうすい状況記述部分での作意や装飾的虚構がありえないことをも示している。

以上からすると、賀川の障害者記述は基本的には、事実としての障害者存在を表わしているとみてよいであろう⁽¹⁰⁾。

第2のむずかしい検討課題は、3つの著述に記載された障害者がどういう重なりの関係にあるかということである。『死線』『研究』『日記』にはそれぞれどれだけ共通の人がとりあげられ、あるいは他の著作にないその著作限りの人がどれだけいるかということである。

その検討に先だって、各著述の執筆時期およ

び対象時期についてみておこう。『日記』中の「怠惰者の科学的研究」が書かれたのは明治45年（1912年）6～7月頃である。『研究』の執筆に着手したのは大正2年（1913年）春で⁽¹¹⁾、翌3年にかけて「一氣呵成にこの書をまとめあげた⁽¹²⁾」。そのためのデータ収集などの準備は『日記』と重なる明治45年春以後旺盛なものとなっている⁽¹³⁾。『死線』は「死線を越えて」「太陽を射るもの」「壁の声きく時」の3部作で、それぞれ大正9年（1921年）、大正10年（1922年）、大正13年（1924年）に発表されている。実際の執筆時期は、「死線を越えて」の前半6割は賀川が新川に入る前の明治41年（1908年）1月～3月で、「鳩の真似」と題して書かれている。その後半の4割は大正9年（1920年）夏に執筆されている⁽¹⁴⁾。「太陽を射るもの」は大正10年（1921年）7月～10月頃に執筆され、「壁の声きく時」は大正13年（1924年）に東京本所松倉町で執筆されたとなっている⁽¹⁵⁾。小論で分析対象とする障害者についての記載は「死線を越えて」後半および「太陽を射るもの」に集中しており、「壁の声きく時」では表1で「その他」に入っている袖助のお婆さんだけである。すなわち『死線』の障害者記述は大正9年夏および大正10年7～9月に執筆されたと解することができる。ただ『死線』中の障害者の記述がある舞台設定は賀川が新川に入った明治42年（1909年）から大正元年（1912年）末までの3年間である。

以上のことからすると、『研究』と『日記』は1～2年の間隔で、記述障害者で重なる者も出る可能性がある。ただ『日記』中の記述はごく一部であることからすると、実際上は重なりがあったとしてもわずかな人数と思われる。また『研究』『日記』と『死線』の重なりについていえば、7～8年の間をおいて執筆しており、『死線』中の障害者についてはこの7～8年間の新川地区における障害者を明治末期の舞台設

定の中に移しかえて記述された可能性も大きい。したがって『死線』と『研究』『日記』中の障害者について、双方の重なりがごく一部しかないことも可能性としては十分ありえよう。

さて賀川の著述を通して新川地区内の障害者数をどの程度と考えればよいであろうか。あるひとつの時点での障害者数は、賀川の記述している人数では40人程度であるが、これは新川地区の障害者総数のどれほどにあたるものなのだろうか。

その参考となる資料のひとつとして、大正10年（1921年）に内務省社会局によって実施された「細民集團地区調査」がある。これは6大都市の細民集團地区14箇所をとりあげているが、その1つに神戸新川地区がとりあげられている。その障害者数をとりだしたもののが表2である。同調査の要項では、(1)不具者・癡疾者、(2)精神病者、(3)白痴者となっているが、調査結果では(1)を2つに分け、(2)(3)を一括して精神異常者としている。

まず全国各地の細民集團地区との比較で新川地区をみると、人口千人中の障害者比は横浜乞食谷戸につぐ高さで、14地区平均の2倍近い人数である。障害者が貧民街に多いのは「他所に於て不具となりたる結果、生活の困難を來し遂に細民の境涯に陥りたるものならん⁽¹⁶⁾」ということからすると、新川地区は障害者にとって最底辺の存在場所のひとつであったことがうかがえる。

この調査の結果、新川地区には139人の障害者が居住していたということになる。この人数については、いま1つの参考資料である神戸市社会課による「神戸市内ノ細民ニ関スル調査」（第2回、環境の部、大正14年調査）の結果とあわせて吟味することとしよう。

大正14年神戸市社会課調査による障害者数は表3の通り、32人である。この人数は大正10年

1910年代貧民街における障害者の生活形態

表2 組民集団地区における障害者数(大正10年)

(単位人、括弧内は人口千人比)

地区 障害種別	神戸 新川	東京 深川猿江	大阪 釜ヶ崎	京都 柳原	横浜 乞食谷戸	名古屋 水車	14地区合計	
不具者	男	46(11.7)	17(4.0)	68(14.3)	37(9.7)	46(33.8)	11(8.2)	316(8.5)
	女	66(21.2)	4(1.0)	48(16.3)	30(7.7)	25(20.0)	4(3.0)	264(8.2)
	計	112(16.0)	21(2.6)	116(15.1)	67(8.7)	71(27.2)	15(5.6)	580(8.3)
廢疾者	男	5(1.2)	9(2.1)	7(1.5)	2(0.5)	13(9.5)	4(3.0)	73(2.0)
	女	4(1.3)	6(1.6)	7(2.4)	6(1.5)	10(8.0)	1(0.8)	54(1.7)
	計	9(1.3)	15(1.9)	14(1.8)	8(1.0)	23(8.8)	5(1.9)	127(1.8)
精神異常者	男	11(2.8)	1(0.2)	2(0.4)	15(3.9)	0(—)	2(1.5)	48(1.3)
	女	7(2.3)	0(—)	2(0.7)	6(1.5)	2(1.6)	0(—)	24(0.7)
	計	18(2.6)	1(0.1)	4(0.5)	21(2.7)	2(0.8)	2(0.7)	72(1.0)
障害者合計	男	62(15.8)	27(8.4)	77(16.2)	54(14.1)	59(43.3)	17(12.7)	437(11.7)
	女	77(24.8)	10(2.6)	57(19.4)	42(10.8)	37(29.6)	5(3.8)	342(10.6)
	計	139(19.8)	37(4.6)	134(17.4)	96(12.5)	96(36.8)	22(8.2)	779(11.2)
出生率	(32.2)	(22.2)	(44.5)	(26.4)	(37.9)	(33.7)	(32.6)	
死亡率	(23.1)	(27.8)	(40.2)	(45.2)	(19.9)	(23.6)	(31.5)	

注) 社会福祉調査研究会(編)『戦前日本社会事業調査資料集成』第1巻, 1986年, pp. 225-262. より作成.

表3 新川地区の障害者数(大正14年)

(単位人)

年齢 障害 者	聴 者	盲 者	片眼失明者	片手不具者	両足不具者	合 計
20歳以下	0	1	0	0	0	1
40歳以下	0	4	10	1	1	16
40歳以上	5	7	3	0	0	15
合 計	5	12	13	1	1	32

注)『戦前日本社会事業調査資料集成』第1巻, pp. 431-432.

内務省調査の4分の1弱である。わずか4年を隔てた調査でこれほど著しい人数差が出たのはどうしたことだろうか。新川地区の人口は大正10年が7,017人、同14年が6,053人と約15%の減少をみせているが、これからは障害者数が4分の1に激減する理由を求ることはできない。

とすれば新川地区そのものの変化による障害者の転出などが考えられる。新川地区の変化をみるために世帯主の職業の種別を大まかに比べると、まず工業労働者(職工)の急増として特徴づけられる。大正10年調査は工場通勤職工、

自宅從業職工、職人、下駄職等を工業從事者(職工)とし、14地区全体では職工の割合が25%を占めるとしているが、新川地区は13%と少なく、前近代的様相を呈していたことがうかがえる。それが大正14年調査では32%となり、急速に工業化・賃労働化がすすんだことを示している。人夫・船夫・仲仕はやや安定した屋外労働者であるが、このグループは24%から19%とやや減少している。飴や魚などの各種行商も貧民の生計維持の方法として重要な位置を占めるが、これらは16%から4%に減っている。人

力車挽や荷車挽などは2～3%でほぼ同じ割合となっている。労働能力の低い場合にも適応の可能性のある日雇の手伝・使歩き・小使は24%から6%に減っている。古物商および骨拾いは5%から10%に増えている。乞食および按摩はそれぞれ1%弱を占めていたのがなくなっている。その他遊芸人、売卜者などの都市雑業層も減っている。

この時期に新川地区がかなり急速に産業構造・就業構造の変化をきたしており、その基本は、貧民の工業労働者への編入と商店化した消費経済システムによる行商などの超零細商業の存立基盤の崩壊として特徴づけられる。こうしたことの結果として、貧民街ではしだいに階層分化がすすみ、全体としては職工などの下層労働者の問題が中心となっていたと思われる。大正後半期の賀川の問題関心が貧民問題から労働者問題に移っていった背景には、こうした新川地区および底辺社会の構造的変化もあったのであろう。

こうした時代の変転のなかで、結局、障害者は貧民街でも住みえなくなつて収容保護や官金救助などの被救恤層として再編成されていかざるをえなかつたのではなかろうか。

以上のような仮説も含めた状況理解からすると、新川地区における障害者数は貢労労働者層への上昇、沈澱的蓄積・滞留および被救恤層への落層といふいく種数かのエネルギーの方向があるもとで、数十名から百数十名の範囲で変動していたととらえるより方法がないであろう。

3. 障害者の生活実相

(1)世帯形成と家族構成

障害者96人の家族構成をみると(表4)、全体の6割強にあたる61人が家族とともに暮らしている。おとなに限ってみると、全体の5割弱が家族もちである。単身者は約1割である。少

なくみても、貧民街に住む障害者の5～6割は家族もちである。これは逆に言えば、貧民街における障害者の存在形態は、その過半が家族として存在したことを示している。

このことの意味は、貧民街からさらに1段階下層の存在形態としての浮浪者中の障害者の家族構成をみればよく理解できよう。たとえば東京市が大正14年(1925年)10月に行なった市内浮浪者調査の結果によると、浮浪者298人中に不具者(身体障害者)が20人(6.7%)、精神異常者が6人(2.0%)いた。これら浮浪者の配偶関係をみると、未婚と既婚に2分されるが、既婚の場合も現に夫婦で浮浪しているのは3組(2%)だけで、他は家族は事实上解体している⁽¹⁷⁾。

貧民街における障害者存在は、後述するようなさまざまな困難をもちながらもぎりぎりのところで家族としての機能を保っている。このことを別の角度からとらえるために、障害者の世帯内の地位をみると、52人が世帯主または生計中心者である。これは子どもを除いた障害者中の3分の2を占めるものである。同種のデータを具備した調査として、明治45年(1912年)の内務省第2回細民調査の結果をみると、新川とやや似た貧困構造をもつ大阪の調査データでは、盲者中の世帯主の割合は53.6%、聾啞者では31.3%、一肢以上亡夫者(肢体不自由者)では28.6%で、身体障害者(不具者)合計では49.2%である⁽¹⁸⁾。貧民街における障害者の過半が、家族内での保護・扶養・養育される存在としてあったのではなく、世帯主・生計中心者として飢餓に頻しながらも生計維持の営みを続けていたのである。

(2)職業・生計維持方法の特徴

障害者ないしは障害者世帯の職業・生計維持の方法を把握することは、貧民街における障害

表4 障害者の世帯構成

(単位人、括弧内は子供、内数)

障害		世帯構成	家族持ち	單身	不明	合計	世帯主数
肢体不自由	上肢障害	4	1	1	6	4	
	下肢障害	7	0	5	12	10	
	体幹障害	5(2)	3	1	9(2)	5	
視覚障害	片目	17(6)	0	0	17(6)	4	
	盲目	19(1)	0	5	24(1)	14	
精神異常	低能	7(4)	1(1)	3(3)	11(8)	3	
	精神病	1	3	2	6	5	
その他	癲	0	1	2	3	1	
	聾	0	0	3	3	2	
	癲痙	0	0	1	1	0	
	脚気	0	1	0	1	1	
	重症心障	1(1)	1	0	2(1)	0	
	顔腐り	0	0	1	1	0	
合計		61(14)	11(1)	24(3)	96(18)	49	

者の存在形態を明らかにするうえでもっとも重要な課題であるが、その特定はきわめてむずかしい。その理由として、賀川の著作叙述からさぐるという間接的な方法であることに加えて、これら障害者世帯の就業構造上の不安定さがある。安定した雇用関係のある障害者は皆無に近く、その日ぐらしの毎日のなかで、ある日は屑拾いをし、ある日は乞食をし、ある日は人夫に出かける稼ぎ口を得られるというような変動性の上にくらしている場合が多い。ここでは賀川のとらえた障害者の就業状況から、職業・生計維持の方法について概略的な整理を試みることしたい。

まず何らかの形で働いている者の職種および職名をみたものが表5である。この中で泥棒や賭博を就業とみるかどうかは就業日数や所得内容などの点で評価がむずかしいところであるが、

他の職業にも同様の不安定なものもあるところから、ここでは一応有業者として考えた。その合計人数52人は記載障害者96人の54%にあたる。参考までに、神戸市社会課による葺合地区細民の就業率をみると33.7%⁽¹⁹⁾、明治45年内務省調査による大阪貧民街細民の就業率は46.7%である⁽²⁰⁾。

障害者の就業職種の特徴をみるために、大正14年神戸市社会課「神戸市内ノ細民ニ關スル調査」(第2回 環境ノ部)の新川地区有業者969人との比較をしたもののが表6である。これによつてみると、障害者が一般細民からさらに一段下層の職業に就いていることがわかる。すなわち障害者の8割は乞食を中心とした下層雑業に従事し、残りは掃除人夫や葬式人夫、行商人であり、例外的な上昇移動として乞食収入を元とした高利貸しが2人いる。

表5 就業障害者の職種と職名

職種	該当障害者と職業名(括弧内障害)
人夫	①塵芥掃除夫(片手が短い) ②貧民街便所掃除(盲) ③貧民街便所掃除(片目) ④葬式人夫(片目) ⑤葬式人夫(日痴)
商業	①豆腐屋(片目) ②飴売り豊年屋(片目)
按摩	①男按摩(盲目) ②按摩(盲目) ③按摩(盲目) ④按摩(盲目+聾) ⑤按摩(盲目) ⑥按摩(盲目)
祈禱師	①稻荷降し(盲目)
遊芸人	①うかれ節(片足動かぬ)
手伝	①手伝(低能)
屑拾い	①コークス・マッチ屑拾い(片目) ②縄屑拾い(リウマチ) ③屑拾い(跛)
淫売	①淫売婦(低能)
貰い子	①貰い子殺し(眼腐り) ②貰い子殺し(片目)
高利貸	①高利貸(聾) ②高利貸(盲目)
乞食	①乞食(聾) ②乞食(癪) ③乞食(癪) ④乞食(脳梅毒) ⑤浮浪乞食(発狂者) ⑥乞食(盲) ⑦乞食(盲) ⑧乞食(盲) ⑨乞食(盲) ⑩乞食(梅毒不具) ⑪乞食(跛) ⑫乞食(いざり) ⑬乞食(いざり) ⑭乞食(いざり) ⑮乞食(足が届っている) ⑯乞食(盲目) ⑰乞食(いざり) ⑱乞食(いざり) ⑲乞食(片手なし) ⑳乞食(脚気)
賭博俠客	①賭博(脳梅毒) ②賭博(近眼、吃音、低能) ③賭博(盲) ④賭博(盲) ⑤博徒(いざり) ⑥侠客(片手なし)
泥棒	①泥棒(せむし) ②盜癖(低能)

(3)職業・生計維持方法の実際

次にそれぞれの職業別に就業状況の実際をみていこう。

1)人夫職

人夫職と思われる者は5人である。そのうちの1人植木虎太郎(27歳)は市役所の衛生掃除の塵芥挽・塵芥掃除夫で、下水掃除などにあたっている。日給で62銭の収入となる。障害内容は一方の腕が短いというものだが、就業には差しつかえない模様である。喜んで金を貸していく顔をする男を“男伊達”とよぶようであるが、

植木もその1人で、その故に威張りすぎて仲間と喧嘩し、下水掃除をやめて困っていたと記述されている⁽²¹⁾。「遊んで食えるにこしたことはない」との考えをもっている。前科十数犯で、放火で刑務所に9年入っていた。

「けんか安」とその一家に養なわれている低能の孤児栄蔵(19歳)は葬式人夫である。安は葬式屋の人足頭であるが、時には自分は休んで栄蔵だけを行かせる場合もある。栄蔵は安の家族の奴隸のようになって働いており、しかも栄蔵のあるものを食べないので、やせ衰えて骨と

表6 新川地区一般細民と障害者の職業比較

(単位人、括弧内%)

職業種類		地区全体(大正14年)	障害者(賀川著述)	職業名
工業	燐寸工	161		
	皮革工	61		
	謹謨工	39		
	印刷工	16		
	木工	7		
	塗工	6		
	鋳物工	6		
	その他職工	15		
計		311(32.1)	0(-)	
建築業	大工	9		
	左官	2		
	計	11(1.1)	0(-)	
商業	各種行商	32	2	豆腐屋 1 豊年屋 1
	古物商	14		
	牛肉販売	10		
	商店員	8		
	その他の	3	2	高利貸 2
	計	67(6.9)	4(7.7)	
通信運送業	馬力挽	16		
	人力車夫	10		
	郵便集配人	5		
	その他の	10		
	計	41(4.2)	0(-)	
屋外労働者	仲人	175		
	屑拾夫	79		
	手伝方	76	3	塵芥掃除夫 1 葬式人夫 2
	土方	49	1	手伝 1
	その他の	10		
	計	392(40.5)	2	便所掃除 2
			6(11.5)	
戸内使用人	裁縫業	19		
	給仕	9		
	小使	7		
	僕婢	6		
	その他の	3		
	計	44(4.5)	0(-)	うかれ節 1 淫売 1
雑業	各種内職	33		
	花モール職	29		
	遊芸嫁入	24	1	乞食 20 按摩 6
	仲居	8		
	芸娼妓	7	1	賭博 3 肩拾 3 貴い子殺し 2
	その他の	2	40	泥棒 2 稻荷降 1
	計	85(8.8)	42(80.1)	侠客 1
合計		969(100.0)	52(100.0)	

皮とになっていた、とある⁽²²⁾。けっして豊かでなく、しかも自分の子どもが6人もいて孤児を引きとっている意図のひとつは、たとえ低能であったとしても稼得労働力として見ていくことにあるのであろう。安は昔は侠客で、すり、泥棒、強盗で前科9犯である。酒呑み、喧嘩好き、男伊達で、賀川から借りてまでして人に金を貸している。2度目の妻は乞食もしているようだ、「米の一升ももらいくさらん」と安に殴られたりしている。9人家族で蒲団は3枚しかない。そのためもあってか、栄蔵は芥箱の中に寝たり、芥挽車の下に寝たりすることもある。不景気のため葬式が出せず、2日も3日も何も食べるもののないことがあった。安は片目、栄蔵は低能で、「(イ)エス、きみ、(イ)エス、きみ……」と賀川に言ったり、何かあると「ウハア、ハア、ハア」と笑っているだけの中等度の精神薄弱と思われる。

渡辺仙司夫妻は一方が盲目、一方が片目という組合せで、2人で貧民窟の便所掃除に廻っている。「聖人のような人」とされているが⁽²³⁾、この便所掃除がどの程度の収入になるのか、不足分の生活の糧をどうしているかは不明である。

このほか、手伝い仕事をしている1例があるが、内容からすると雑業に入れた方が妥当と思われるので、雑業の項で述べることとする。

以上の人夫の例をみると、一部の乞食を除く就業障害者中では相対的には安定した職業をもっている者たちであるが、それでも食べ物がない日を送ることがあるということに注目しておくべきであろう。

2) 行商・高利貸

商業の範疇に入る例は豆腐屋と飴売り豊年屋の2人だけである。

現在豆腐屋である町田与三郎は酒豪、不身持で、人を斬ること8回、人に斬られること13回に及び、その結果目を抉じられて片目となって

いる。妻を7回かえ、職業はいく十種かえたということである。こうした事情から考えると、豆腐屋も設備と技術のいる豆腐の製造業というよりは、豆腐の行商と考えた方が自然だろう。家計状況についての記述はない。

飴売り豊年屋のおしんは市役所衛生人夫の妻で、「新川へ落ちて来⁽²⁴⁾」たようである。夫は以前は火葬場の隠亡をしていたとある⁽²⁵⁾。おしんは痘瘡のため片目となつた。その商売の様子は次のようにある⁽²⁶⁾。

毎日身体の具合の善い時には痘瘡の上に白粉を塗って、頭に飴を入れた盤のやうなものを載せ、手には小太鼓を持って、子供の居りさうな四つ辻に立って『花はよい、よい……』の歌をうたって飴を売る

この様子は図1に示したような様子をより貧民街風にしたものではないかと思われる。明治中期までは飴売りや羅守屋（させらの竹管のとり替え）、下駄の歯入れ、角兵衛獅子、蘆蟹売りなど⁽²⁷⁾の街頭商売が下町・貧民街の風物詩でもあったが、この時期にはそれらの商売がすたれ、商品流通の近代化が次第に広がりつつあった。その意味では、おしんの飴売りも時代遅れの商売だったといえよう。

資本も技術もなく、加えて障害のために労働能力の劣る障害者が営みうる商売は、近代化の波の中でしだいにむずかしくなっていたのである。

高利貸しの金融業をも広義の商業に入れるならば、聾者と盲人が営んでいる2件の高利貸しは障害者にもできる職種のうちの数少ないひとつであろう。その1人「お虎はん」は聾で、元は乞食もする貧乏なくらしだったが、しだいに資金を蓄積して今日に到っている。14~5年間1ヵ所に住んでいる。もう1人の盲目乞食も、元は乞食をしていたが、今は高利貸しとして裕福に暮している。300円も貸しているというこ



図1 餡売りの様子

とである。このようになれたのは、何よりも乞食によって他の職業では考えられない多額の金を稼いだことにある。したがって基本は乞食という職業にあるので、これについては後に乞食の項でとりあげることとする。

3) 都市雑業層

以上9例の他はすべて都市雑業層である。加藤康昭はこの時期における障害者の存在形態を、「欠損をもち、しかも教育を受ける機会を与えない」労働力としての障害者が賃労働に吸収されることはまれで、よって「家族内から放出された障害者の大部分が賃労働周辺の種々の雑業に流入する」と特徴づけている⁽²⁸⁾。新川地区においても進みつつある工業化のもとでの賃労働に組み入れられる障害者は皆無で、圧倒的多数は前近代的形態のものも含めた都市雑業に従事して、かろうじて露命をつないでいたのである。以下では、その個々の職業についてみておこう。

①按摩

按摩に従事しているのは6人である。ただ按

摩の職業内容については賀川の著述の中ではほとんどふれられていない。盲目の男按摩はリウマチで困っている。ある按摩は家族5人、新しく越してきた家でおとなしい。どこからか金をもらって食っている、と賀川は記している。

ある年老いた按摩夫婦、おことという女が死にかかった時に、「早うお燈明あげて、おことの生命とり止めるやうな御祈祷していな！」と声をかけられ、2人で神前に燈明をつけ、太鼓をならしながら「南無妙法蓮華經」をくり返しとなえている⁽²⁹⁾。これでみると、この盲夫婦は按摩をする一方で祈祷師の役目も果たしていたようである。これは近世以前から盲女が死者の口寄せをしたり祈祷行為をしたことの名残りが関西の貧民世界にもあったことの現われであろう⁽³⁰⁾。

横井菊次郎、夫婦とも盲人按摩で、同居している妻の父母も盲人である。「女房の方は貧民窟で按摩してあちらこちらの噂を聞いて廻るので、窟内の暗黒面はなんでも知ってる」と賀川は記す⁽³¹⁾。とすると夫の方は新川地区外

も含めた場所まで流して行っているとも読める。そうでなくとも人口7,000人の貧民街に数人の按摩では多すぎる。当然新川地区外で営業する盲人もいたと考えるべきであろう。

盲人按摩の稼得がどの程度だったのか、その記述はないが、これらの世帯が食べるのにも困ったという記述もない。「善い人」との記述が6人中3人にある。貧民街の中の障害者では唯一の専門技能者でもあり、働く限りは食べるに事欠くまでの窮迫はなかったのかもしれない。明治44年に内務省が全国規模で実施した「盲者人員および生活状態調査表」によると、全国約7万人の盲人中3割強が按摩業に従事し、その自活率は86.4%であった⁽³²⁾。新川地区に居住し、新川地区周辺まで含めた地域で営業した盲人按摩の自活率がどの程度だったのかは不明であるが、上述のような賀川の著述からは極端な貧窮の様子はうかがえない⁽³³⁾。

(2) 稲荷降し

祈祷師として分類したのは盲目の稻荷降しである。それは柏子木と太鼓を打ちながら南無妙法蓮華経をくり返し、やがて身をふるわせながら「わしは、能勢の妙見さんの狐ぢゃ……わしに何でも聞け……わしは何でも知って居る⁽³⁴⁾」とその身に狐がのりうつり、信者の質問に答えて種々のお告げをするものである。それは死者の靈の口寄せをするイタコなどと方法的には類似したところがありながらも、かなり詐欺に近い内容でもあった。すなわちどこぞこの家に“稻荷降り”（狐つき）があったと一方的に宣告し、稻荷祀りのための稻荷堂を買わせ、さまざまな祀り物などを出させ、やがて祈祷によって“稻荷下げ”があったとしてつきから解放するというようである。盲目のもつ神秘性がこのように利用されたのである。

(3) うかれ節

遊芸人として分類したのは“うかれ節”を歌

って金をもらってくる「うかれ節の市公」である。うかれ節は関東では難波節、浪花節ともよばれ、もともとは辻法師や願人坊主が金杖などの伴奏で語り歩いた大道芸だという⁽³⁵⁾。明治中期までの貧民街踏査記録には必ず大道芸を生活の糧としている者の様子がでているが⁽³⁶⁾、明治末期になるとかなり少なくなっている。吉田久一によると⁽³⁷⁾、江戸娯楽の面影を伝える大道芸人は明治20年代末頃から姿を消しはじめたようである。このような時代の流れのなかで、うかれ節の市公の大道芸による稼得もかなり不確かなものとなっていたようである。賀川によると次のようである⁽³⁸⁾。

彼は昼の間は何処へか遊びに行って夕方になると、あちらこちらと、うかれ節を語って小遣錢を貰って——つまり高等な乞食だが——夜遅く某（賀川——引用者）の処に帰って来た。

この市公のうかれ節も不景気になると誰も語らせてくれず、食べていけないので賀川を脅迫して金を入手したりしている。

この市公は梅毒によって一方の足が動かなくなり、びっこをひいている。しかし歩行ができないというほどではない。うかれ節語りという点では支障はないが、この職業自体がその存立基盤をもはやほとんどもたなかつたのであろう。

(4) 手伝い

手伝いと判断される内容の就業者は1人である。妻は脅拾いをしている。少しうすのろで、ある時に橋を渡っていて、足袋のほころびから狐の子が2匹身体に入ってから頭が変になり、稻荷降しにおろしてもらったことがある。どのような手伝い仕事をしているか不明だが、ボーダーラインあるいは魯鈍級の精神薄弱者なのではなかろうか。

(5) 脅拾い

脅拾いは3人である。賀川が『研究』の中で、

新川に屑拾いが103戸あると記していること⁽³⁹⁾や大正14年（1925年）調査で79人の屑拾いがいる（表6）ことからすると、もっと多くいたとも考えられる。

梅毒で顔面がまったくくずれてしまい、両眼が混濁し、とくに1眼はまったく形がなくなっている通称「目一つ」は、コークスやマッチ屑を拾って生活しており、3畳敷の家屋はコークスやマッチ屑でいっぱいになり、「穢い事限りなし⁽⁴⁰⁾」という状態である。息子が天理教で親を養っているとあるので、目一つの屑拾いは補助的稼得なのであろう。

リウマチで重い足を引きずって歩く病身の伊豆は毎日縄屑拾いを行っているが、その稼得はかなり不十分なようである。そんなある時、10日間も芋のへたばかり食べて平気だったと、賀川は驚きを記している⁽⁴¹⁾。単身である。

跛のおふぢ（30歳）は痘瘡で顔のくずれた娘と2人ぐらしで、もとは淫売婦であったが、今は屑拾いを仕事としている。この一家が2畳敷の日家賃3銭を8日分滞らせて家主に追いたてをくった時の言いわけが次のように記されている⁽⁴²⁾。

「おあし（金）が無いんやさかい仕方がない。昨日も一昨日も飯もよう炊かず、何にも食はずに居るんや……おあしが有ったら真先に持つて行くんやけど、不景気やさかひ、拾ひに行つたって、何にも落ちて居れへんのや……そら、うちやって、外の人の様に他人の荷車に積んで居る綿など盗んだりするなら困りはしやへんのやけんど……ほんまに金があらへんのや」

この3例とも、屑拾いで生活を維持していくことのむずかしさを示している。街路などに落ちている鉄屑、綿屑、俵および縄屑、石炭屑、紙屑、馬糞などはおのずと限られており、新川在住者だけでも100戸前後の屑拾いがそこに殺

到する。とすれば混濁した片目だったり、リウマチの重い足を引きずった者だったり、跛であったりすると、この屑拾い競争から落伍することは目に見えている。木曾順子によると⁽⁴³⁾、大正期に入ると塵芥問題が明治期以来の衛生化という方向から廃棄物の経済的利用という方向に転換し、たとえば屑紙・屑綿糸の輸出額は大正10年（1921年）から大正15年（1926年）の間に、金額にして6～7倍に増加している。屑拾いがかなり競争的職業としての様相を濃くしてきていた時代だったのであろう。それだけに障害者にはきびしい職業になってきていたと思われる。

⑥淫売婦

私娼である淫売婦はお春1人が記述されているが、前出の屑拾いをしているおふぢも元は淫売婦であった。お春は貧民街でも淫売婦仲間でも色情狂と呼ばれており、淫売婦の中でも特異な存在だったようだ。木賃宿に泊ってそこに来る客に淫売している。白痴とも低能とも表現されている。賀川の後につきまわって仮名釘流に書いた恋文のようなものを賀川に手渡したもあるが、あるいはその恋文は字になっていたなかったともとれる。いろいろな男といっしょに住んでいるようだが、家族・家庭というものではなかったようだ。

賀川は安藤政吉と共に昭和9年（1934年）に『日本道徳統計要覧』を著ますが、その中で淫売婦の原因として痴愚・白痴が3割に及ぶというボーンフェッヘルらの調査結果を紹介している⁽⁴⁴⁾。ただこの時期に芸娼妓中の精神薄弱者の存在に関する調査や言及はわが国にはみられないことから、ボーンフェッヘルらの調査結果にみられるような問題意識はなかったようである。貧困などのために学校に上の機会をもちえなかった芸娼妓が15%前後あり⁽⁴⁵⁾、尋常小学校早期の半途退学者も含めて読み書きのできない者が少なからずいたことも、芸娼妓中の精神

薄弱者を顕在化させなかつた要因のひとつであろう。さらにまた淫売婦やその家族のほとんどが、「好んで淫売婦になって居る様に見える⁽⁴⁶⁾」ほどに、淫売そのものに抵抗が少なく、それ以上に借金や頼母子講のかけ金、生活苦などの貧困が少女や婦人を淫売にかりたてていたのである。

(7) 買い子殺し

貧民社会にあって淫売が罪悪視されていなかつたのに対し、買い子殺しは好意的には見られていなかつたようである。買い子殺しは、主として私生児・不義の子を口入屋を通して10円～20円の附金をつけて買った赤子を、米の研ぎ汁などを与えて消極的殺人を行なうものである。しかし多くは転売を重ね、附金をそれぞれがとり崩した結果、4～5円の附金となつてゐる。それでも子どもを買って早く死ねば儲けは多い、ためにはほとんどが常習的・職業的買い子殺しになっていくようである。

新川地区にどれだけの買い子がいるか、賀川は数百人と言ひ、『研究』を執筆した時期までの数年間で数十人の買い子殺しを見たと記している⁽⁴⁷⁾。では小論で問題とする障害者による買い子殺し2件のディテールはどのようであらうか。

眼腐りの六平はこれまでに2人も3人も買い子を殺しているほか、かなりの数の買い子の転売や斡旋をして儲けている。六平自身については、「眼腐り」「背の小さい梅干のやうな顔をした醜い男」「上竜の様な眼」「少し馬鹿で有る」と表現されている⁽⁴⁸⁾ことからすると、何らかの原因によって眼球萎縮か何かによる視覚障害があるのでなかろうか。子どもが死にかかると、葬式代を心配してか賀川の世話になり、賀川から葬式代5円を買ひ、しかしその金は自分が以前に病気をした時に作った借金返済にあてている。

もうひとりの「片目の醜い女」(34～5歳)は乞食をしている8～9歳の娘と2人ぐらしで、次々と買ひ子殺しを続けている。賀川とのかかりの最初は、乳もないのに買ってきた子どもが死んだので葬式代をくれと言ってきた時であった。それをすまして1ヵ月後に、今度は娘が頼みにきて、2人目の買ひ子殺しの葬式代と母子の蒲団をやっている。その後10日ほどたってその家にいくと、その母が3人目の買ひ子を抱いて寝ていた。その赤子は眼腐りであった。しかしその障害もこの母には、金を買ひ、やがて死なせてしまうのだからさして特別な意味をもたなかつたであろう。この女はこれまで同様に買ひ子をしては死なせてしまい、居づらくなると転居してまた同じことをくり返す生活のようである。横着・怠惰とも表現されるように、ほとんど赤ん坊を抱いて寝ている生活で、外に出ようとしてしない。娘を乞食に出し、自分は買ひ子殺しをして生活している。片目であることと外に出て仕事ができない(しない)こととの直接的関係があるようには思われないが、こうした買ひ子殺しが労働能力を問われないという意味で、障害者の稼得方法のひとつであったことはたしかである。

(8) 乞食

障害者乞食は20人と職種別ではもっとも大きな位置を占めている。新川地区にどれだけの乞食がいたかわからないが、賀川がクリスマスに催した乞食招待会に100枚の招待券を用意し、当日120人の乞食が集まつたことからすると、約100人の乞食がいたとみてよいであろう。そのうち障害者が少なくとも20人はいたことからすると、乞食と障害者の結びつきはかなりつよいものであったと考えられる。賀川の日記中にも盲目乞食のスケッチがみられる(図2)。賀川の見聞の中にこうした者が担当数いたことのひとつの表現であろう。この間の事情を示すも

のとして、「乞食になれば——殊に『居座り』の乞食になれば収入は多く、同情は多く、貧民窟に居る様なことは無い⁽⁴⁹⁾」との記述がある。乞食・物乞いは通行人などの同情を多く集めることで成り立つ職業であり、その意味で見るからに同情心をひきたてる状態が稼得の多さにつ

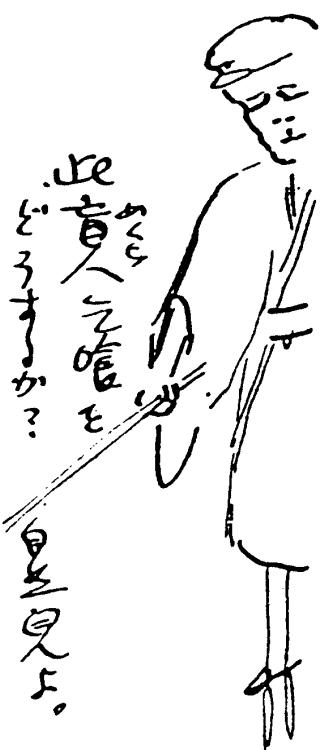


図2 盲目乞食

(『明治43年賀川豊彦日記』より)



図3 すわり乞食

(平出『東京風俗志』p. 40)

ながるわけである。障害者が他の乞食より同情を買いやすく、障害者の中でも居座り（壁）がもっとも同情が多く集まる事情がここにある。同様の意味で、子どもに手引きをさせた盲目乞食、あるいは他から子どもを借りてまで幼な子を乞食に連れ歩く者の理由がここにある。

障害乞食の障害内容をみると、いざりと盲目がそれぞれ5人でもっとも多く、他に跛などの下肢障害3人、癪2人、梅毒による障害2人などとなっている。賀川の著述に出てくる20人の障害乞食の特徴をみるために分類すると、第1群としてもっぱら乞食で一家の生計を支えている職業的乞食、第2群として家計を助けるための補助的労働として乞食をしているグループ、第3群として病気などのために乞食をすることもむずかしくなってきている末期的状態のものの3群に分けることができる。このグループ分けは乞食としての職業意識のあり方や乞食の継続期間とも関連している。20例の中には詳細な事情がわからない者も少なくないが、それらを除いて各群の就業内容について概観してみよう。また第3群についてはこの20例以外の乞食経験者（元乞食）をも含めて考察の対象としたい。なお乞食の様子を参考までに示しておきたい（図3）。

第1群はいざり乞食に代表される。いざりの豊吉は1日70銭くらい貰うこともある高額所得者である。明治45年大阪日本橋などの貧民世帯の1ヵ月平均月収が7円8銭であったことと比べると⁽⁵⁰⁾、月収で10円前後多いことになる。賀川は、このいざりの豊吉が朝貰いに出かける時は人力車に乗って行き、夜は焼鯛に燭徳利をつけて飲んでいると、驚きをもって記している。またいざりの熊公（虎公）について賀川は次のように記している⁽⁵¹⁾。

『いざり』にならぬ前は博徒であったが、『いざり』であっても大酒は飲む。そして酒

が身体に廻ってくると（中略）近所を荒れて廻る。私は此乞食に何度追っかけられたか知れない。（中略）彼は何処へ行っても自分が『いざり』の乞食であることを威張って他人を困らす。

この2例に対する賀川の記述には、賀川自身のストイシズムを規準としたところからの生活理解の偏りや不十分さも感じられるが、それでも障害乞食の生活の様がうかがえる。もう1人、梅毒による盲目でかつ下肢障害の大師の様子をみてみよう。大師が乞食に出る時には従来は妻が手引きをしていたが、その妻と別れてからは当時13歳の娘が母に代って手引きした。娘は18歳になって、後妻の女とその役を代わった。この後妻も乞食をしている。さらに娘より年下の息子がいて、やはり乞食をしている。この息子は父の手引きもするようで、乞食に出かける仕度をこの息子がしている。家の中は相当に汚ない。蒲団も何もなしに寝るようで、ただ襤縷をとり散らしてあるという。体から出かけてもかなりの貴いがあり、貴いが財布いっぱいになるかどうかを乞食仲間で賭けたりしている⁽⁵²⁾。

いずれの場合も食べることには困らないような稼得があるようである。これについては多くの障害乞食が、「乞食しても見える」と言っていることからもわかる。先に2例の高利貸しがいずれも乞食をしてその資金を蓄積したことを見紹介したが、同情を買える身体条件や蓄財をする生活スタイルを身につけたケースだったのであろう。

第2群の該当例としておまつの母（盲目）をあげておこう。おまつの一家は夫婦と2人の子どもに祖母（盲目）の5人家族だったが、ある時おまつの夫が肺病になって寝つくようになった。それ以後おまつが燐寸工場で女工として働きながら夫の看病をするが、そのうち夫が死亡し、その後おまつも感染・発病して床につく。

この時から祖母が生活を支えるために、2人の孫にかわるがわる手引きをさせながら乞食に出はじめる。おまつはやがて体が少し回復し、母の乞食で得た金で食べるわけにもいかず、淫売婦になる決心をし、寺の前で立つようになった。

この一家に対しては賀川はかなり同情的で、おまつの親孝行を高く評価している。盲目の老婆が乞食をすることについての賀川の評価はみられないが、その期間はおまつが病床に臥していた時だけのようである。その意味では補助的な意味での乞食であろう。ただ、やがておまつが病死し、この盲目の祖母と孫2人が残される。その後の生活のなりゆきについては記されていないが、この盲目の老婆にとって職業的な乞食となる以外に道が残されていないことも明らかである。多くの職業的乞食がその最初の時にはこの老婆のように補助的な労働としての乞食であったのではなかろうか。

第3群は病人で、行き場のないままに賀川の世話を受けた者たちである。四国遍路の乞食をしていた宇野（50歳）は遍路途上で発病して原籍に送致されたのであろうか、神戸市の行路病者用病院に収容されたが、やがてそこを脱けだし新川に来て、賀川の保護を受けるに到っている。もう1例、鬼のお梅は、子供を1人連れて亭主と別れ、乞食をしてくらしていたが、梅毒のために動けなくなって、店先で倒れていたのを賀川にひろわれている。

乞食生活をしている者がその不健康な生活のなかで、やがて重い病気に罹り、乞食生活も不可能な状態に陥る。それらのほとんどは行旅病人として死につながる収容保護を受けるか、行旅死亡人として発見されるかのいずれかの経過をたどるのが一般的である。賀川が新川に入って以後、ずっとこうした病者の世話をしているが、そこに漂着する者の中にこの第3群の者がいたのである。

このようにみると、以上の乞食のグループは、乞食をして生きていく者の参入から脱落・死亡までの3段階でもあることがわかる。すると、賀川がその乞食たちの性情のゆえに批判の対象としている第1群の者たちも、弱くあやうい存在ということになる。

⑨博徒・侠客

賭博・侠客として抽出された者は6人である。ここには以前博徒であったが賀川との出会いから堅気の生活に戻った者も含まれている。ここにも職業的な博徒と堅気の生活の中に賭博行為をとりこんでいる者がいる。

職業的博徒の典型例は片腕の市公である。三輪一家に属し、金集めに行って相手と喧嘩となり、片腕を切り落とされてしまった。それ以来十数年、「市やん」または「片腕の市公」で名が通っており、その後もよく人を斬り人を殺している。喧嘩で腕や指を切断することが侠客として筋がつくことにつながる侠客社会のなかで、片腕という障害を武器にして生きた者の例であろう。

出口（40歳）は元博徒であるが、リウマチのために足がたたなくなつてその社会から脱落し、たぶん妻に養なされて生活していると思われる者である。この出口がクリスマスの貧民招待会で賀川の前に現われた時は、足が立たずに妻に背負われるという格好で、4ヵ月前からリウマチで足が立たないというものだった。『地殻を破って』では脊髄炎で1年半寝ていたとなっているので⁽⁵³⁾、脊髄炎かもしれないが、別の箇所で再発した症状として「膝ぼうしの所がどえらい痛む⁽⁵⁴⁾」と訴えているのはリウマチの症状ともとれる。改善・軽快と再発・悪化をくり返しながら、最終的には寝たきり状態になると思われる。博徒の稼業が勤まらなくなったのはその病状変化の1つの場面だったのである。

このほか盲人夫婦で賭博ばかりしている者や、

近眼・吃音の低能児で賭博をして何度も派出所に連行されてもやまらない子ども、博徒の脳梅毒患者などがある。前2者は職業的博徒ではなかろうし、最後の脳梅毒患者はやがて博徒社会から脱落して病人・障害者としての生活に閉じこめられることになるであろう。

⑩泥棒

最後に泥棒を職業とする2人についてみてみよう。2人とも少年であり、その業でもっぱら自らの生計を支えているのでないことからすると、盗癖あるいは盗みを主とした不良少年ということにもなろうか。1人は匂僕の少年で、父母と子ども3人の5人家族である。父は井戸掘人夫、母と本人を除いた2人の女の子は紙骨拾いをしている。「匂僕の子は泥棒」とだけ記されているので⁽⁵⁵⁾、その内容や評価は不明である。

もう1人は精神薄弱児と思われる。その状態は次のようにある。⁽⁵⁶⁾

体格が中等以下で、毛髪は禿頭病的に落ちて居り、年齢に較べて丈は低く、言語は明晰を欠き、問答が充分出来ない。この少年が近所の置時計などを盗み、また盗んだものか拾ったものであろうか塩鮭の生を蒲団の下に敷いて寝たり、蒲団の中に入れ、夜中に蒲団の中でかじったりしている。言語のことやこの奇癖を考えあわせると、この少年は精神薄弱で、周囲の諸関係を合理的に理解できず、そのためこうした盗癖や奇癖を結果しているようである。

(4)被扶養・被保護障害者の実際

被扶養・被保護状態にあることが確認される障害者は表7の14人であった。被扶養・被保護の内容はその原因によってその様相がかなり異なっている。したがって以下では、妻として夫の扶養下にある場合、病気のために保護を受

表7 被扶養障害者とその扶養・保護者

原因	扶養者職業と障害内容(括弧内)
妻	(1)博徒の親分(片目) (2)東西屋の旗持(指が足らない) (3)不明(盲目)
病気	(1)淫売周旋屋→賀川(半身不随) (2)母(重症心身障害) (3)賀川(跛躓+重症結核) (4)兄(癪) (5)賀川(せむし+高齢)
幼少	(1)父母+兄(低能) (2)父母(低能) (3)淫売婦の母(低能) (4)父(低能+癪) (5)母(盲目) (6)父(片目)

けている場合、幼少のために父母の扶養下にある場合の3つに分けて、その生活状態を概観したい。

1) 妻としての被扶養

まず妻として被扶養状態にあるものをあげると、第1例は妻と子(6歳)が片目で、夫は博徒の親分である。第2例は夫が東西屋の旗持である。本人は指が足らない障害である。この2例とも夫の稼得であり、障害をもった妻が補助的労働に従事しているかどうか不明である。第3例は盲目の婦人であるが、「亭主に逃げられて、その日の暮しが立たないと云って一週間もたたぬ中また外の男と一緒にになった⁽⁵⁷⁾」と記されている。結婚が生活の方途としてとらえられているようである。この記述でみる限りでは3例とも通常の貧民の生活形態の範囲内のものである。

2) 病気のための被保護

次に病気のために要保護状態となった事例についてみてみよう。

おしづ(17歳)は「生れ付き色白で」「白堕落な女」と記されている。12ヶ月前までは30歳年上の土方と木賃宿で世帯をもっていたが、病気になって男に捨てられた。病因は記されていないが半身不随であった。その後地廻り淫売の周旋屋の家に4日前まで寝ていたが、そこも追い出され、橋の下ででも寝ようかとしていたと

ころを賀川宅で寝起きしている男に拾われて賀川の保護を受けることになった⁽⁵⁸⁾。その後4カ月間賀川のもとで療養し、1人で歩けるようになったら木賃宿に行き、30歳年上の仲仕と一緒にになった。

跛躓のおみつ(36歳)も賀川に拾われて保護を受けた者である。おみつはもともと乞食をしていたのが2~3年前にそれもままならない病気にかかったようで、それ以後、「上の広場の車の下」や小屋がけをしてもらった鶏小屋の中で寝ながら、細々と暮らしていた。それがさらに病状が悪化した。その後の状況は次のようにある⁽⁵⁹⁾。

近頃は全くの病気で乞食にさへ出られぬ位で、近くのものが不憫に思うて毎日食物を運んでやって居るのだが秋も段々深くなるに、夜具も何にも持たないおみつの病気は益々重くなる一方で、咳は甚しくなり、それに毎日のやうに下痢して居るので、誰も引取り手はなし、警察では街の上に倒れて居るものなら引受けれるが、二年も小屋の内に住んで居るものは引取ることは出来ぬと云ふので途方にくれて居ると云ふ次第であった。(中略)おみつは垂れ流しとみえて、そのあたりは糞だらけで、その臭いことお話にならない。鶏であれば床換へもしてくれるが、不具な人間であるばかりに、顧みもしてくれないのでと思ふと、世

の中の矛盾に、栄一も少なからず憤慨せざるを得ない。

こうして賀川のもとに連れてこられたおみつは、半身がまったく不隨なので賀川らに便をとってもらい、胃腸に負担のかからない食事を与えられ、賀川の結婚後はハル夫人にその身の回りの世話をしてもらっている。

このおみつの障害はもともと蹇跛であったが、袖付の着物をもらった時の喜びの表現や近所の小さい子と遊ぶ様子などから考えると、精神薄弱を合わせてもっている可能性もある。障害者が乞食もできない状態になった時の様子がよく現われていよう。

賀川の世話を受けた障害者として、もう1人、佝僂の岸本のお婆さんがいる。このお婆さんは68歳の夫と2人ぐらしで、もともと羅字のすげかえ屋をしていていた（図4参照）。羅字のすげかえはやや熟練を要する近世以来の職人仕事で、明治29年頃に1本1銭だった⁽⁶⁰⁾。その夫が仕事中に日射病で倒れ、佝僂で身体の不自由なお婆さんが看病したが十分にできず、見かねて近所の人が賀川のところに連れてきたものである。お婆さんはもともと江戸の家老の娘で、だんだん落ちぶれてこのお爺さんと一緒にになった。発病の時期との前後関係が不明であるが、年をとってから脊髄を患って佝僂になり、まっすぐに歩けなくなったとのことである。この老夫婦は経済的には賀川の保護を受けながら、食事の用意や賀川のもとで保護されている病人の世話などを一生懸命しており、その意味では一方的な保護をうけているのではない。乞食にまで落ちることのできない生活意識のもとで、賀川との相扶的関係にはいったのであろう。

以上3人はそれなりに社会生活の経験をもち、またそれが何とかできる程度の障害であった。ではそれ以上に重度の障害者の場合、最下層としての貧民街でどう生きていくことができるの

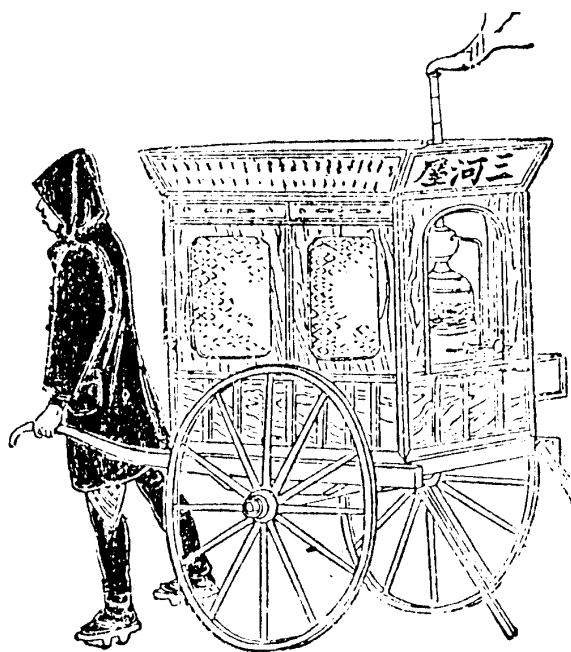


図4 羅字屋 (平出『東京風俗志』 p. 36)

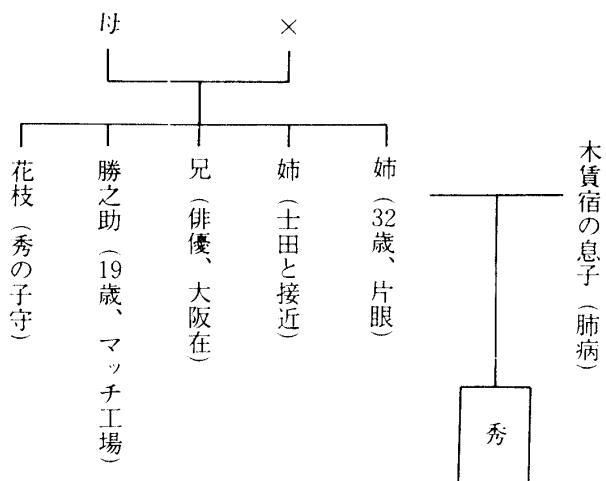


図5 重症心身障害児の家族構成

だろうか。重症心身障害児と思われる秀（6歳）はこうした事例である。その家族構成を示すと（図5）、もと大和郡山の藩士の妻君であった母のもとに5人の子がいて、その姉（32歳）が木賃宿の息子のところに嫁ぎ、その2人の間に生まれた子どもが秀という重症心身障害児だということである。この秀の障害は佝僂で盲目であるうえに聾啞である。佝僂はお守をしていてどこかで落とされたためという。何らか

の外傷性脊髄損傷であろうか。盲目はお産の時に目に毒がはいったためとされている。しかしこの秀は「体は睡って、真夜中に奇声を発して一晩中騒ぐ癖がある。それが一晩や二晩であれば善いが、一ヶ月二ヶ月と続く⁽⁶¹⁾」という状態であった。これらの状態を総合的に考えると、出生時の脳損傷による重症心身障害児と解した方が妥当であろう。

こうした重症心身障害児または重複障害児が出生する可能性は今も昔も変わらない。ただその子を育て生存させうる可能性は、この時代にははるかに小さく、しかも貧民であったことからすると、秀の生存は稀少事例であったろう。そこでその生活条件をややくわしくみておくこととしよう。秀の生まれた家庭の状況はかなりきびしいものであった。父は木賃宿の息子だが、肺病でもう幾年も床についたきりである。母は片眼ながら一家の生計を支えるためにマッチ工場に働きに出ている。しかし燐害のために下顎が腐り、前歯がすべて抜け落ちている。この母は秀を置いて働きに出ざるを得ない状況にあるわけだが、その代役として秀の小守りをずっとしてきたのが、その妹である。ところでこの次姉、次兄、花枝、母の4人家族は、次兄と次姉の稼得で生活している。花枝が秀の世話をかかりきりになることは、それだけ稼得が少なくなることを意味している。19歳の次兄から、秀を養育することと合わせて忿懣が表明されることが少なくなかったようである。その一齣を賀川は次のように描写している⁽⁶²⁾。

「そんな子を早く殺して子つた方が善いのに、姉え……殺してやろか、こら、『秀』！」と勝之助が子供を罵るこゑを真夜中に聞くことは珍らしくなかった。さうすると姉さんも、「ほんとにな、勝つあん、うちもう何度殺して子ひたいか知れへんのやけどなア、之も前世の因業やさかい、勘忍しておくれ」と答へ

て居るのであった。

ぎりぎりの限界状況のなかでこの重症心身障害児とその家族の生活が営まれていたことがわかる。ただその限界状況は3人の死によって終局となる。やがて肺病の父が死亡し、その葬式が終って間もなく母子が病の床につく。肺結核が伝染していたのである。そして母が亡くなり、死体のようになってしまった秀はまた花枝の背に負われ苦しみながら、やがて亡くなってしまう。その後花枝は朝鮮に売られていく。

もう1人、病気・障害のゆえに家族の扶養を受けている例として嬢の四宮のケースがある。四宮は神戸市内の繁華な商店街で商売をしていたが嬢病にかかり、そこにいられなくなってしま川を頼って新川に移ってきた。いつも顔全体を布で覆い、覆面の四宮さんとよばれていた。ここにも貧民街だったからこそ可能であった障害者の生存様式があったといえよう。

3) 子としての被扶養

親に養なわれている障害児の人数は表7にあげた6人のほかにさらに7人いるが、親の有無も含めた家族状況が不明のため表からはずした。被扶養状況にあることが明確な6人をみると、まず家族が扶養しながらもそこに矛盾あるいは葛藤のあることである。低能児をかかえた山科の家では、母の連れ子である娘のこととこの低能児のことがいつも夫婦喧嘩のたねになっている。19歳になる低能で嬢病もちの子をかかえる前科者の母親は、日頃からこの低能児を虐待していた。

いまひとつの特徴的な例として、淫売婦が低能児を貰い子していることがある。賀川は淫売婦がほとんどまったくと言っていいほど自らの子をもたないことを述べ、その一方で貰い子をして育てている者も少なくないことを記している。その貰い子の状態を賀川は「人形を弄ぶやうな積りで飼うて居る（かうぶふのがほんとに当

った言葉である」と述べている⁽⁶³⁾。もっともこの例は低能児ということが育ってくるなかで少しづつわかりかけてきているところだろうと思われる。

おわりに

賀川の著作を材料にして1910年代貧民街における障害者の存在形態を概観した。ここでとりあげた時期は貧民街（=都市下層社会）にとって資本主義的生活形態に組みこまれる転期ないし始期に位置していた。それは労働の側面からは賃労働への編入を、消費の面からは近代的な商店型の消費生活への編入を特徴としていた。こうした貧民街を産業資本主義に編入することが障害者にもたらしたもののは何だったのか。近世以来の都市下層における障害者の生業形態として乞食、遊芸、屑拾い、その他都市雑業などがあったが、その存立基盤は資本主義化という時代の流れのなかで急速にくずれつつあった。小論でみた障害者の就業実態はこうした事情を背景に読まれるべきであろう。

この時期の貧民街は大別して3つの層からなりたっていた。1つは賃労働としての下等工場労働者群である。もう1つは高利貸をしたり木賃宿を経営したり、売春周旋をするなどの貧民街資本家である。そして第3は貧民街の中でも最下層に位置する無能力貧民群である。障害者はこの最後の群に属し、貧民街の中でも社会的上昇ののぞめない沈澱層として日家賃を払いながら生活していた。しかしそれらの障害者が稼得のもととすることのできる都市雑業が衰微していくなかで、障害者の生存できる条件は狭められていたのである。そのことは稼得の術を失った障害者世帯が貧民街にも住めなくなる日が近づいていたことを示している。

貧民街からも排斥された障害者はどうなった

か。浮浪者としての生存の枠はそう大きな容量をもったものでない。そこからかなりの数の貧窮障害者が行旅病人・行旅死亡人となって保護され、埋葬されていったと考えられる。またそう大きな人数ではないが被救恤層として公的救護を受けた場合もある。これらについての追跡は小論の課題からはずれるものであるが、ここまで追跡しない限り、貧窮障害者の存在形態をみる作業は完結しない。これらについては次の段階の作業課題としたい。

なお小稿と対をなすものとして、神戸新川地区の障害者の社会移動を分析したものを別に発表した⁽⁶⁴⁾。ご参照いただければ幸いである。

注

- (1) 加藤康昭『日本盲人社会史研究』1974年。
- (2) 月田みづえ「障害者調査」社会福祉調査研究会
（編）『戦前日本の社会事業調査』1983年, pp.
312-335.
- (3) 山田明「近代障害者保護の展開(1)～(4)」『共栄学園短期大学研究紀要』1号, 1985年, pp.
189-210, 『共栄社会福祉研究』1号, 1985年,
pp. 21-39, 『共栄学園短期大学研究紀要』2号,
1986年, pp. 137-162, 『共栄社会福祉研究』2号,
1986年, pp. 24-40.
- (4) 加藤鉄三郎「賀川豊彦全集第8巻『貧民心理の研究』をめぐって(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)」『大阪基督教短期大学研究紀要』23集, 24集, 25集, 1983年～
1985年, pp. 59-67, pp. 21-30, pp. 63-70など。
- (5) 『統計学雑誌』126号, 1896年, p. 19.
- (6) 明治初期には癆疾者としての把握がつよかつたのが、明治中・後期以後不具者概念がより一般化し、癆疾概念が限定的に縮少していった要因の1つに、障害者の労働生活・市民生活の広がりがあり、そのことが社会通念を徐々に変えていったと思われる。ただその実証的検討は次の段階の作業課題としたい。

- (7) 「貧民心理の研究」『賀川豊彦全集』第8巻, 1973年, p. 167.
- (8) 同上, p. 258.
- (9) 稲本について、『研究』だけが左手不具とし、『死線』と『日記』では右手が短い、片手短しとされている。ディテールの記憶違いであろうか。
- (10) 『死線』について武藤富男は「貧民窟生活は小説がそのまま事実であったと推定される」と解釈している（武藤富男「解説」『賀川豊彦全集』第14巻, 1973年, p. 615）。
- (11) 『死線』p. 361.
- (12) 武藤富男『評伝賀川豊彦』1981年, p. 110.
- (13) 明治43年8月26日の日記にマヤヌ氏に東京に行くよう勧告を受けたことに続いて、「東京にて研究すべき要目」として、(1)四谷鮫ヶ橋、(2)芝新納、(3)本所横川町、(4)浅草町、(5)深川花町、(6)四谷三葉幼稚園、(7)救世軍、木賃宿、(8)労働者矯風会、(9)神愛幼稚園、(10)万年町特殊学校長坂本龍之助氏、(11)家庭学校留岡幸助氏、(12)東京に於ける保育事業、(13)原胤昭氏保護事業出獄人、(14)懶病院、(15)無賃宿所の13項目をあげ、八濱徳三郎の「承了状」（紹介状か）をもらうともとれるメモがある。この後も貧民窟調査の項目が記されていて、それまでの信仰中心の日記記述が変化していることからすると、この頃から貧民研究の課題意識がはっきりしてきたともとれる。
- (14) 武藤前掲書, p. 247.
- (15) 武藤前掲解説、『賀川豊彦全集』第14巻, p. 616, p. 623.
- (16) 内務省地方局「都市改良参考資料」1915年（社会福祉調査研究会編『戦前日本社会事業調査資料集成』第1巻, 1986年所収, p. 87).
- (17) 東京統計課『浮浪者に関する調査』1926年, pp. 50-53. なお浮浪者中の障害者の割合は調査によっていろいろだが、東京市社会局による大正12年2月調査では153人中54人（35.3%）を占めている（東京市社会局『浮浪者及残食物に関する調査』1923年, pp. 25-26）。
- (18) 内務省地方局『細民調査統計表摘要』1914年（慶應書房復刻版), pp. 154-155.
- (19) 神戸市社会課「神戸市内ノ細民ニ關スル調査」（第1回 生計之部）（大正13年），社会福祉調査研究会（編）前掲書, p. 383.
- (20) 内務省地方局前掲報告, p. 73. なお同調査では「所帶主を当然有業者と見做し」ているが（p. 73）、この処置が不適切であることは賀川の叙述からも明らかである。
- (21) 『研究』pp. 56-57.
- (22) 『死線』p. 320.
- (23) 『研究』p. 203.
- (24) 『死線』p. 186.
- (25) 火葬場の隠亡のもう社会心理的位置については、水上勉『父と子』1976年が参考になる。
- (26) 『死線』p. 184.
- (27) 乾坤一布衣（松原岩五郎）『最暗黒之東京』1892年など。
- (28) 加藤康昭『盲教育史研究序説』1972年, p. 80.
- (29) 『死線』p. 254.
- (30) 盲人のもう呪術者・祈禱者としての役割については、加藤康昭（1974）前掲書, pp. 78-95, 佐久間惇一『葬女の民俗』1983年, pp. 196-198などを参照。
- (31) 『研究』p. 203.
- (32) 加藤康昭（1972）前掲書, pp. 80-82.
- (33) ただそうだとすると、大正14年調査で新川地区の按摩灸術者が皆無になつた原因がわからなくなる。この年、同じ神戸市内貧民街の宇治川区に8名、荒田地区に3名、番町地区に8名の按摩灸術者がいることからすると、新川地区にいないのは偶然的理由であるのかもしれない。
- (34) 『死線』p. 188.
- (35) 日本風俗史学会（編）『日本風俗史事典』1979年, p. 471.

- (36) 大我居士『貧天地饑寒窟探検記』1893年（西田長寿編『都市下層社会』1949年所収, p. 157), 横山源之助『日本之下層社会』1890年（1949年中央労働学園再刊版, pp. 27-29) など。
- (37) 吉田久一『日本貧困史』1984年, p. 209.
- (38) 『死線』p. 264.
- (39) 『研究』p. 193.
- (40) 同上書, p. 200.
- (41) 同上書, p. 144.
- (42) 『死線』p. 158.
- (43) 木曾順子「日本橋方面・釜ヶ崎スラムにおける労働=生活過程」杉原董他『大正大阪スラム』1986年, pp. 66-73.
- (44) 賀川豊彦・安藤政吉『日本道德統計要覧』1934年, pp. 244-245.
- (45) 伊藤秀吉『紅燈下の彼女の生活』1931年は大正11～14年の全国警察署の調査から284人の娼妓中15.8%が無学であることを示し (pp. 201-204), 草間八十雄『浮浪者と売春婦の研究』1927年は娼妓中の無学者が15.8%, 私娼中の無学者が14.4%であることを示している (pp. 92-93).
- (46) 『研究』p. 219.
- (47) 同上書, pp. 260-263.
- (48) 同上書, p. 260, 『死線』p. 305.
- (49) 『研究』p. 149.
- (50) 社会福祉調査研究会（編）前掲書, p. 83.
- (51) 『研究』p. 214.
- (52) 『死線』pp. 290-291.
- (53) 『賀川豊彦全集』第21巻, 1974年, p. 54.
- (54) 『死線』p. 323.
- (55) 『研究』p. 202.
- (56) 同上書, pp. 101-102.
- (57) 同上書, p. 187.
- (58) 『死線』p. 174.
- (59) 同上書, pp. 262-263.
- (60) 松原岩五郎『最暗黒の東京』（現代思潮社版）中の神郡周の校注, 1980年, p. 12.
- (61) 『死線』p. 192.
- (62) 同上書, p. 192.
- (63) 同上書, p. 325.
- (64) 山田明「1910年代貧民街における障害者の受障と落層——神戸新川地区・賀川豊彦の活動著作から——」『賀川豊彦学会論叢』第2号, 1987年, pp. 37-59.